

# 高知県臨床検査技師会規程 その7

## － 個人情報保護規程－

### 2 ) 日臨技総合情報システム ( JAMTIS ) 運用管理規程

- 第1章 総則 ( 第1条 - 第2条 )
  - 第2章 管理体制 ( 第3条 - 第5条 )
  - 第3章 従業者の定義と責務 ( 第6条 )
  - 第4章 開示 ( 第7条 )
  - 第5章 監査 ( 第8条 )
  - 第6章 雑則 ( 第9条 )
- ( 附 則 )

#### 第1章 総 則

##### ( 目 的 )

第1条 この規程は、社団法人高知県臨床検査技師会における、日臨技総合情報システム ( 以下「JAMTIS」という ) の安全かつ合理的な運用を図り、取り扱う個人情報の安全管理のために必要かつ適切な措置について定め、その取り扱う個人データの漏えい、滅失又はき損を防止し、安全管理のために必要かつ適切な措置を図ることを目的とする。

##### ( 定 義 )

第2条 この規程において「情報システム」とは、JAMTISにインターネット接続、あるいは媒体を介して会員情報を取り扱う、ハードウェア、ソフトウェア、ネットワーク及び記録媒体で構成されるものであって、これら全体で業務処理を行うものをいう。

2 この規程において「個人情報」とは、個人情報の保護に関する法律 ( 平成15年法律第57号 ) 第2条に規定する個人情報をいう。学術研究などにおいて死者に関する情報で同時に遺族等の生存する個人に関する情報につながる場合には、当該生存する個人に関する情報とし、「個人情報」に含まれる。

3 この規程において「従業者」とは、この会の役員及び職員、派遣、パートを含め会務に従事する者および各種委員会委員などこの会が使用を認め、この会が保有する個人情報を使用する者をいう。

#### 第2章 管理体制

##### ( 情報システムの管理体制 )

第3条 情報システムを管理するため、次の各号に掲げる責任者を置く。

- 一 情報システムの管理責任者(以下「システム管理責任者」という)を置き、この会の会長が指名した者を充てる。
- 二 情報システムの運用責任者(以下「運用責任者」という)を置き、この会の会長あるいはシステム管理責任者が指名したものを充てる。

(システム管理責任者)

第4条 システム管理責任者は、情報システムの管理・運営を統括し、この規程をこの会の役員及び事務職員に周知するとともに、この会における個人情報保護管理者として、保有個人情報の管理に係わる規程類の整備、保有個人情報の管理に関する指導監督、その他この会における保有個人情報の管理に関する事務を行うものとする。

(運用責任者)

第5条 運用責任者は、次の各号に掲げる任務を行う。

- 一 情報システムを安全で合理的に運用し、運用上に問題が生じた場合は、速やかにシステム管理責任者に報告する。
- 二 利用マニュアル及び仕様書等を整備し、必要に応じて速やかに利用できるようにする。
- 三 事務職員に対して、情報システムの安全な運用に必要な知識及び技能を研修等に参加させることにより修得させる。

### 第3章 従業員の定義と責務

(従業員の定義と責務)

第6条 この会の事務所において従業員として、情報システムを利用することができる者の範囲は次のとおりである。

- 一 この会の役員
  - 二 この会の事務職員
  - 三 前号のほか、この会が認めたもの
- 2 従業員として情報システムを利用し、この会が保有する個人情報の取扱うものは、関連する法規及び規程等の定めに従い、保有個人情報を取り扱わなければならない。
- 3 従業員は次の責務を負う。
- 一 情報システムの利用にあたっては、ID及びパスワードを取得した後、利用誓約書に署名押印すること。
  - 二 利用者認証に関しては、次の事項を遵守しなければならない。
    - ① ID及びパスワードを他人に教えてはならない。また、他人が容易に知ることができる方法でID及びパスワードを管理してはならない。
    - ② ID及びパスワードの管理を行わないために生じた事故や障害に対しては、その従業員が責任を負う。
  - 三 従業員は、保有個人情報の複製、送信、外部への送付又は持ち出し等の業務を行うときは、必要最小限の範囲においてこれらを行うものとする。
  - 四 従業員は、前項の規定に基づき、複製、送信、外部への送付又は持ち出し等を行った場合には、漏えい等が行われないよう取扱いに注意するものとする。

五 従業者は、保有個人情報が記録されている媒体を定められた場所に保管するとともに、必要に応じ、耐火金庫等への保管、施錠等を行うものとする。

六 情報システムの動作の異常及び安全性の問題点を発見したときは、直ちに運用責任者に報告しなければならない。

## 第4章 開 示

( 会員情報の開示 )

第7条 従事者は会員情報の開示を行う場合、事前に開示の目的と内容を会長へ申告し作成した開示文章を会長に示し許可を得るものとする。

## 第5章 監 査

( 情報システムの監査 )

第8条 会長は、保有個人情報の適切な管理について必要があると認めるときは、学術担当副会長又は事務管理責任者に対し保有個人情報の管理の状況について報告を求め、又は監査を行うことができる。

2 学術担当副会長又は事務管理責任者は、必要に応じ自ら管理責任を有する保有個人情報の記録媒体、処理経路、保管方法等について点検を行い、必要があると認めるときは、その結果を会長に報告するものとする。

## 第6章 雑 則

( 雑 則 )

第9条 監査の結果、問題があつた場合及びこの規程に違反があつた場合には、情報システムの利用停止を行うこととし、停止期間等の内容については、理事会の議を経てシステム管理責任者が決定する。

( 附 則 ) この規程は、平成17年8月4日から施行する。